

国立大学法人東京医科歯科大学構成員における ソーシャルメディア利用に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、国立大学法人東京医科歯科大学におけるソーシャルメディアの利用に関する要項（平成28年制定）第2条第3項に基づき、本学の学生及び教職員（以下、「構成員」という。）が、ソーシャルメディアを個人又は本学とは関係のない名義で利用する場合においても、本学のブランド価値及び教育・研究活動に対する影響を考慮した上で、適切な利用ができるよう作成されたものです。

2. 用語の定義

【ソーシャルメディア】：利用者の情報発信・情報共有や利用者間での交流を目的に、民間企業等本学以外の組織が提供しているインターネット上のサービスを指します。

3. 行動指針

本学は、幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養、自己問題提起、自己問題解決型の創造的人間の養成、国際性豊かな医療人の養成を教育理念としています。その理念に沿い、自分自身を磨くため、自己責任における言論活動や、コミュニケーション活動を尊重しています。ただし、以下のことに抵触する場合、オンライン又はオフラインに関わらず、本学、本学利害関係団体又は個人との間で民事・刑事上の係争に発展する可能性があります。このことを十分に自覚した上で、本学の構成員として責任あるコミュニケーション活動を行って下さい。

- **公序良俗に反する情報を発信しないこと。**

誹謗中傷、社会規範・公序良俗に反する言動は、非常に激しい批判を受けることにつながります。また、自ら発言したものでなくても、他者の不適切な発言を、肯定・擁護した場合も同様です。

- **他者の権利を侵害しないこと。**

第三者の著作物や商標を使用する場合は、必ず投稿の中で権利所有者を明記し、コンテンツの利用許可も得ておかななくてはなりません。講義資料等の著作物にも他者に著作権があるものも含まれますので、著者の許諾無しに授業外での複製は厳禁です。著作権や商標権はもとより基本的人権、肖像権、プライバシー権など第三者の権利を侵害しないよう留意してください。

- **守秘義務・業務に関わる情報の取り扱いへ配慮すること。**

大学の業務で知り得た機密情報や個人情報、大学や附属病院の来訪者に関する情報を発言・投稿することは厳禁です。ソーシャルメディアは業務に関する情報と自身のプライベートに関する情報の境界が曖昧になる特徴があるため、機密情報の記載は一切行わないのはもちろんのこと、投稿した内容が本学のブランドイメージの毀損につながる議論や憶測を引き起こす可能性があることを、十分認識して節度を持った利用が必要です。

- **犯罪に巻き込まれる可能性があることも考慮して自身のプライバシーの保護には十分留意すること。**

匿名で発言しているソーシャルメディアでも発言の内容や、他のソーシャルメデ

ィアのプロフィール、フォロワーの情報等が分析されて、自身の氏名や住所が特定される可能性があることを認識して、投稿する発言や画像には十分注意しましょう。特に、自分の行動履歴が他人にわかる状態で残っていた場合、将来にわたって人物情報として照会される可能性がありますので就職活動を控えた学生はこの点に充分注意して下さい。

- **情報の恒久性を理解し、正確な情報発信を行うこと。**

教育研究機関に属する者として、正確な情報を伝えるようにして下さい。一度インターネット上に公開された情報は完全には削除することは不可能です。正確でない情報を意図的に伝達することは、自身の信用はもちろんのこと本学の名誉と信頼を損なうことにもなります。

- **否定的・批判的な投稿に対する対応は冷静に対応すること。**

他者の発言や話題に対し、気分を害したり怒りを覚えたりしても一時の感情の高ぶりに任せて発言することは危険です。不用意な発言を避けるよう意識し、投稿前に発言内容を再度確認するなどして冷静に対応しましょう。問題となる投稿を見つけた時は、本学の広報担当者まで連絡をしてください。

- **大学の社会的信用を損なう情報発信は行わないこと。**

ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、本学の構成員としての責任ある行動を自覚してください。個人として利用する場合であっても、本学の所属であることを示している場合、また、大学名を明かしていない場合でも、発信内容から所属組織が推測できる場合があり、その発信内容は大学の名誉や信用にも大きく関わります。自分以外にも多くの関係者がいることを認識し、軽率な内容の発信はしないように努めてください。

- **法令及び本学の諸規則を順守すること。**

法令を遵守して下さい。留学や旅行で国外に滞在する場合も自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を遵守して下さい。また、本学の構成員として、本学の諸規則を遵守してコミュニケーション活動を実施して下さい。活動のなかで、本学の諸規則に抵触している事実があった場合には、懲戒処分等もあり得ることを認識して下さい。

4. その他留意事項

- **免責の記載**

本学の構成員であることを明らかにした上で、ソーシャルメディア等でのコミュニケーション活動を行う場合は、自身の意見・見解が本学の意見・見解を代表・代弁するものでないことを明記して下さい。

- **大学における調査等について**

ソーシャルメディアを利用した結果、法令違反、人権侵害及び守秘義務違反の疑いが生じた場合又はハラスメント行為に該当するなど不適切と大学が判断した場合には、関係機関と協議調整し、当該者の情報発信に関する履歴を調査する場合があります。

また、その内容によっては、本学が修正及び削除等を求める場合があります。